

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 中小企業向けの金融支援策

中小企業の資金調達は民間金融機関からの融資によるケースが一般的ですが、中小企業に対しては日本政策金融公庫の特別な融資制度が存在します。

### 目的別融資制度

各種の要件を満たすことにより、つぎのような融資を利用することができます。

種類	対象者（概要）	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
IT活用促進支援融資	自社のIT関連機器の整備やソフトウェアの開発、デジタルコンテンツ関連設備の整備など、IT化を検討している中小企業者	個人事業者 や小規模企業者(*1): 7,200万円  中小企業(*2): 7億2,000万円	基準利率(*3)又は特別利率	設備資金：15年以内 運転資金：5年（又は7年）以内
新事業支援融資	経営革新を図る事業活動や異分野の中小企業者が連携して行う新たな事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動（地域資源）、中小企業者と農林漁業者が連携して行う事業活動（農商工連携）、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む者など		基準利率(*3)又は特別利率	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内
企業再建・事業承継支援融資	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方、親族内に後継者が不在である等により事業の継続が困難となっている方から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する方、安定的な経営権の確保により事業の継続を図るために事業用資産の取得等を行う後継者・法人など		基準利率(*3)+0.3%～特別利率	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 （条件により異なる）
海外展開支援融資	海外の地域における事業の開始又は拡大に必要な資金（海外企業に対する転貸資金を含む）の融資を受ける者		基準利率(*3)又は特別利率	設備資金：15年以内 運転資金：5年（又は7年）以内
防災施設整備支援融資（BCP融資）	災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP（事業継続計画）を策定しており、同計画に基づいて施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業者		基準利率(*3)又は特別利率	20年以内
小規模企業設備資金融資	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者、従業員50人以下の中小企業者又は創業者		4,000万円～6,000万円	無利子

お問合せ先：日本政策金融公庫（[http://www.jfc.go.jp/finance/index\\_cyusyo.html](http://www.jfc.go.jp/finance/index_cyusyo.html)）

\*1 製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下の企業

\*2 中小企業基本法に定める中小企業（例：卸売業 資本金1億円以下又は従業者数100人以下など）

\*3 融資の基準となる利率であり、融資期間などに応じ設定されている（例：5年1.65%、20年2.65%）

### お見逃しなく！

上記以外にも自治体等が斡旋する制度融資、セーフティーネット、各種補助金・助成金等があります。また、改正中小企業金融円滑化法（いわゆる「モラトリアム法」）が3月31日に公布・施行され、適用期限が平成25年3月31日までとなり、1年間延長されました。